

岩手県地域防災計画（本編）

新旧対照表

（案）

目 次

第 1 章 総則

第 4 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
------------------------	---

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 防災知識普及計画	2
第 3 節 防災訓練計画	3
第 4 節 気象業務整備計画	4
第 5 節 避難対策計画	5
第 6 節 要配慮者の安全確保計画	6
第 6 節の 2 食料・生活必需品等の備蓄計画	7
第 7 節 孤立化対策計画	8
第 11 節 ライフライン施設等安全確保計画	9
第 13 節 風水害予防計画	11
第 14 節 雪害予防計画	12
第 16 節 土砂災害予防計画	13
第 18 節 林野火災予防計画	15
第 19 節 農業災害予防計画	16
第 22 節 防災ボランティア育成計画	17

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制計画	18
第 1 節の 2 広域防災拠点活動計画	20
第 2 節 気象予報・警報等の伝達計画	21
第 4 節 情報の収集・伝達計画	37
第 5 節 広報広聴計画	39
第 6 節 交通確保・輸送計画	40
第 10 節 県、市町村等応援協力計画	41
第 12 節 防災ボランティア活動計画	42
第 14 節 災害救助法の適用計画	43
第 15 節 避難・救出計画	44
第 16 節 医療・保健計画	46
第 17 節 食料、生活必需品等供給計画	47
第 21 節 感染症予防計画	48
第 22 節 廃棄物処理・障害物除去計画	49
第 25 節 文教対策計画	51
第 27 節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	52
第 28 節 ライフライン施設応急対策計画	53

頁	現 計 画	修 正 案																																
1-1-3	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="264 443 839 1025"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td>(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に關すること。 (3)～(5) [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="264 1122 839 1395"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力(株)岩手支店</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 [略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に關すること。 (3)～(5) [略]	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北電力(株)岩手支店	[略]	[略]	[略]	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="873 443 1447 1025"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td>(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に關すること。 (3)～(5) [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="873 1122 1447 1395"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力(株)岩手支店 <u>東北電力ネットワーク</u> (株)岩手支社</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 [略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に關すること。 (3)～(5) [略]	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北電力(株)岩手支店 <u>東北電力ネットワーク</u> (株)岩手支社	[略]	[略]	[略]
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に關すること。 (3)～(5) [略]																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
東北電力(株)岩手支店	[略]																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に關すること。 (3)～(5) [略]																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
東北電力(株)岩手支店 <u>東北電力ネットワーク</u> (株)岩手支社	[略]																																	
[略]	[略]																																	
修正理由	○ 所要の修正																																	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-1	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、被災時の<u>男女のニーズの違い等男女双方の視点</u>にも配慮する。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>① 地域の危険箇所や避難場所、避難道路等を確認する。</p> <p>② [略]</p> <p>③ [略]</p> <p>④ [略]</p> <p>⑤ [略]</p> <p>⑥ [略]</p> <p>⑦ [略]</p> <p>エ 災害時における心得、避難誘導</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、被災時の<u>性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ (LGBT 等) の視点</u>にも配慮する。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>① 地域の危険箇所や避難場所、避難道路等を確認する。</p> <p>② <u>他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。</u></p> <p>③ [略]</p> <p>④ [略]</p> <p>⑤ [略]</p> <p>⑥ [略]</p> <p>⑦ [略]</p> <p>⑧ [略]</p> <p>エ 災害時における心得、避難誘導</p> <p>① <u>所在（居住または滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。</u></p> <p>② <u>所在（居住または滞在）する自治体による防災対策に従う。</u></p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-6	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 訓練は図上訓練又は<u>実地</u>訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。 <p>ア [略]</p> <p>イ <u>実地</u>訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、<u>実地</u>に防災活動に習熟するため実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 訓練は図上訓練又は<u>実動</u>訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。 <p>ア [略]</p> <p>イ <u>実動</u>訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、<u>実動</u>により防災活動に習熟するため実施する。</p>
修正理由	○ 表記の適正化	

頁	現 計 画	修 正 案																
1-2-8	<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 情報の提供</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="256 394 839 622"> <thead> <tr> <th>通信施設</th> <th>伝達先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>防災情報提供システム (専用回線)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 [略]</p>	通信施設	伝達先	[略]	[略]	防災情報提供システム (専用回線)	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 情報の提供</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="865 394 1447 622"> <thead> <tr> <th>通信施設</th> <th>伝達先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>防災情報提供システム</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 [略]</p>	通信施設	伝達先	[略]	[略]	防災情報提供システム	[略]	[略]	[略]
通信施設	伝達先																	
[略]	[略]																	
防災情報提供システム (専用回線)	[略]																	
[略]	[略]																	
通信施設	伝達先																	
[略]	[略]																	
防災情報提供システム	[略]																	
[略]	[略]																	
修正理由	○ 現状に合わせた修正																	

頁	現 計 画	修 正 案								
1-2-14	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="284 392 839 936"> <tr> <td data-bbox="284 392 435 891">避難場所</td> <td data-bbox="435 392 839 891"> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を受入れることができる場所であること。</p> <p>オ、カ [略]</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 891 435 936">[略]</td> <td data-bbox="435 891 839 936">[略]</td> </tr> </table> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>第4 避難所の運営体制等の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県は、指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルモデルの作成等により、市町村のマニュアル等の作成を支援する。</p>	避難場所	<p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を受入れることができる場所であること。</p> <p>オ、カ [略]</p>	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="892 392 1447 936"> <tr> <td data-bbox="892 392 1043 891">避難場所</td> <td data-bbox="1043 392 1447 891"> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上（<u>新型コロナウイルス感染症に対応する場合、県が作成しているガイドライン等を参考に設定</u>）とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を受入れることができる場所であること。</p> <p>オ、カ [略]</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="892 891 1043 936">[略]</td> <td data-bbox="1043 891 1447 936">[略]</td> </tr> </table> <p><u>〔新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン 資料編〇-〇-〇〕</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>市町村は、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>第4 避難所の運営体制等の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県は、指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルモデルの作成等により、市町村のマニュアル等の作成を支援する。</p> <p><u>〔市町村避難所運営マニュアル作成モデル 資料編〇-〇-〇〕</u></p> <p><u>〔新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン 資料編〇-〇-〇〕</u></p>	避難場所	<p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上（<u>新型コロナウイルス感染症に対応する場合、県が作成しているガイドライン等を参考に設定</u>）とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を受入れることができる場所であること。</p> <p>オ、カ [略]</p>	[略]	[略]
避難場所	<p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を受入れることができる場所であること。</p> <p>オ、カ [略]</p>									
[略]	[略]									
避難場所	<p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上（<u>新型コロナウイルス感染症に対応する場合、県が作成しているガイドライン等を参考に設定</u>）とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を受入れることができる場所であること。</p> <p>オ、カ [略]</p>									
[略]	[略]									
修正理由	<p>○ 国の防災基本計画修正を踏まえた修正（新型コロナウイルス感染症対策関連）</p>									

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-24	<p style="text-align: center;">第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>7 外国人の安全確保対策について</p> <p>(3) 情報伝達及び案内標示板等の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>(4) 情報の提供</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>7 外国人の安全確保対策について</p> <p>(3) 情報伝達及び案内標示板等の整備</p> <p>○ [略]</p> <p><u>○ 県及び市町村は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。</u></p> <p>(4) 情報の提供</p> <p>○ [略]</p> <p><u>○ 県及び市町村は、災害時に避難所等において、災害時多言語支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。</u></p>
修正理由	○ 関係室課との調整	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-27	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画 第1 [略]</p> <p>第2 県及び市町村の役割</p> <p>1 県の役割</p> <p>○ 市町村における要配慮者に配慮した物資の備蓄等について、必要に応じて助言を行う。</p> <p>2 市町村の役割</p> <p>○ 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に配慮する。</p> <p>第3 県民及び事業所の役割</p> <p>1、2 [略]</p>	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画 第1 [略]</p> <p>第2 備蓄の種類</p> <p><u>備蓄の種類については、次のとおりである。</u></p> <p>○ <u>災害に備え、県、市町村、事業所、県民が主体となり備蓄する物資（備蓄物資）</u></p> <p>○ <u>災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの（義援物資）</u></p> <p>○ <u>県又は市町村が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じるもの（流通在庫備蓄）</u></p> <p>○ <u>国が、被災地方自治体からの具体的な要望を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み（プッシュ型支援）</u></p> <p>第3 県及び市町村の役割</p> <p>1 県の役割</p> <p>○ 市町村における<u>要配慮者等に</u>応じた物資の備蓄等について、<u>的確な確保が図れるよう助言、調整を行う。</u></p> <p>2 市町村の役割</p> <p>○ 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、<u>性別、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いや</u>高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等（<u>要配慮者</u>）の<u>多様なニーズ</u>に配慮する。</p> <p>第4 県民及び事業所の役割</p> <p>1、2 [略]</p> <p><u>[岩手県災害備蓄指針 資料編〇-〇-〇]</u></p>
修正理由	○ 関係室課との調整	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-29	<p style="text-align: center;">第7節 孤立化対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 災害時孤立化想定地域の状況</p> <p>平成20年岩手・宮城内陸地震への対応等を踏まえ、各市町村において孤立化するおそれのある地域の状況などを把握したところ、現状は次のとおりである。</p> <p>1、2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第7節 孤立化対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 災害時孤立化想定地域の状況</p> <p>平成20年 <u>(2008年)</u> 岩手・宮城内陸地震への対応等を踏まえ、各市町村において孤立化するおそれのある地域の状況などを把握したところ、現状は次のとおりである。</p> <p>1、2 [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																																
1-2-39	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 電力施設</p> <p>○ [略]</p> <p>1 施設の整備</p> <p>(1) 水害対策</p> <table border="1" data-bbox="256 439 837 1070"> <tr> <td colspan="2">発電設備</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">送電設備</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">変電設備</td> <td>○ 浸冠水のおそれのある箇所は、<u>建物床面や屋外機器のかさ上げ、出入口の角落とし対策等を行う。</u></td> </tr> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 雪害対策</p> <table border="1" data-bbox="256 1162 837 2018"> <tr> <td colspan="2">水力発電・変電設備</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">送電設備</td> <td colspan="2">○ [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○ 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、<u>電力気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配電設備</td> <td colspan="2">○ <u>配電線の太線化、縁まわし線の支持がいしの増加、耐雪支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等を行う。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">○ [略]</td> </tr> </table> <p>(4) 雷害対策</p>	発電設備		[略]	送電設備	[略]	[略]	[略]	[略]	変電設備		○ 浸冠水のおそれのある箇所は、 <u>建物床面や屋外機器のかさ上げ、出入口の角落とし対策等を行う。</u>	水力発電・変電設備		[略]	送電設備	○ [略]		○ 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、 <u>電力気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。</u>		配電設備	○ <u>配電線の太線化、縁まわし線の支持がいしの増加、耐雪支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等を行う。</u>		○ [略]		<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 電力施設</p> <p>○ [略]</p> <p>1 施設の整備</p> <p>(1) 水害対策</p> <table border="1" data-bbox="863 439 1444 1070"> <tr> <td colspan="2">発電設備</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">送電設備</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">変電設備</td> <td>○ 浸冠水のおそれのある箇所は、<u>浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策による浸水対策(または減災対策)を計画、実施する。</u></td> </tr> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 雪害対策</p> <table border="1" data-bbox="863 1162 1444 2018"> <tr> <td colspan="2">水力発電・変電設備</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">送電設備</td> <td colspan="2">○ [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○ 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、<u>気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配電設備</td> <td colspan="2">○ <u>縁まわし線の支持がいしの増加、難着雪電線の使用等を行う。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">○ [略]</td> </tr> </table> <p>(4) 雷害対策</p>	発電設備		[略]	送電設備	[略]	[略]	[略]	[略]	変電設備		○ 浸冠水のおそれのある箇所は、 <u>浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策による浸水対策(または減災対策)を計画、実施する。</u>	水力発電・変電設備		[略]	送電設備	○ [略]		○ 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、 <u>気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。</u>		配電設備	○ <u>縁まわし線の支持がいしの増加、難着雪電線の使用等を行う。</u>		○ [略]	
発電設備		[略]																																																
送電設備	[略]	[略]																																																
	[略]	[略]																																																
変電設備		○ 浸冠水のおそれのある箇所は、 <u>建物床面や屋外機器のかさ上げ、出入口の角落とし対策等を行う。</u>																																																
水力発電・変電設備		[略]																																																
送電設備	○ [略]																																																	
	○ 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、 <u>電力気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。</u>																																																	
配電設備	○ <u>配電線の太線化、縁まわし線の支持がいしの増加、耐雪支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等を行う。</u>																																																	
	○ [略]																																																	
発電設備		[略]																																																
送電設備	[略]	[略]																																																
	[略]	[略]																																																
変電設備		○ 浸冠水のおそれのある箇所は、 <u>浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策による浸水対策(または減災対策)を計画、実施する。</u>																																																
水力発電・変電設備		[略]																																																
送電設備	○ [略]																																																	
	○ 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、 <u>気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。</u>																																																	
配電設備	○ <u>縁まわし線の支持がいしの増加、難着雪電線の使用等を行う。</u>																																																	
	○ [略]																																																	

	<p>送電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 架空地線の設置、<u>防絡装置</u>の取付け、<u>接地抵抗</u>の低減を行う。 ○ [略] ○ <u>電力</u>気象通報等により雷害を予知した場合は、<u>系統切替</u>により、災害の拡大防止に努める。 	<p>送電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 架空地線の設置、<u>避雷装置</u>の取付け、<u>接地抵抗</u>の低減を行う。 ○ [略] ○ 気象通報等により雷害を予知した場合は、<u>系統切替</u>を行い、災害の拡大防止に努める。 						
	<p>変電設備</p> <p>[略]</p>	<p>変電設備</p> <p>[略]</p>						
	<p>配電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 襲雷頻度の高い地域においては、<u>避雷器</u>及び<u>架空地線</u>を取付け、対処する。 	<p>配電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 襲雷頻度の高い地域においては、<u>断線保護ホーン</u>、<u>耐雷ホーン</u>を取付け、対処する。 						
	<p>2～4 [略]</p> <p>第3 ガス施設</p> <p>○ [略]</p> <p>1 施設の整備</p> <p>(1) 都市ガス施設</p> <table border="1" data-bbox="284 1070 839 1527"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>供給施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 二次災害を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、<u>工場等における放散塔による中圧導管の緊急減圧措置</u>を行う。 </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>		[略]	[略]	供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 二次災害を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、<u>工場等における放散塔による中圧導管の緊急減圧措置</u>を行う。 	[略]	[略]
[略]	[略]							
供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 二次災害を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、<u>工場等における放散塔による中圧導管の緊急減圧措置</u>を行う。 							
[略]	[略]							
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の修正</p>							

頁	現 計 画	修 正 案																																
1-2-48	<p style="text-align: center;">第13節 風水害予防計画</p> <p>第1～4 [略]</p> <p>第5 農地防災事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="256 394 839 712"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ダム事業</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ため池整備事業</td> <td>[略]</td> <td>昭32～継続</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂崩壊防止事業</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 [略]</p> <p>第7 治山事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 農林水産省及び地方公共団体は、流木災害の発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、<u>住民等と連携した山地災害危険地区等</u>の定期点検等を実施するものとする。</p>	事業名	施行箇所	施行年度	資料編	防災ダム事業	[略]	[略]	[略]	ため池整備事業	[略]	昭32～継続		土砂崩壊防止事業	[略]	[略]		<p style="text-align: center;">第13節 風水害予防計画</p> <p>第1～4 [略]</p> <p>第5 農地防災事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="865 394 1447 712"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ダム事業</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ため池整備事業</td> <td>[略]</td> <td>令元～継続</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂崩壊防止事業</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 [略]</p> <p>第7 治山事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 農林水産省<u>林野庁</u>及び地方公共団体は、流木災害の発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、<u>山地災害危険地区等</u>の定期点検等を実施するものとする。</p>	事業名	施行箇所	施行年度	資料編	防災ダム事業	[略]	[略]	[略]	ため池整備事業	[略]	令元～継続		土砂崩壊防止事業	[略]	[略]	
事業名	施行箇所	施行年度	資料編																															
防災ダム事業	[略]	[略]	[略]																															
ため池整備事業	[略]	昭32～継続																																
土砂崩壊防止事業	[略]	[略]																																
事業名	施行箇所	施行年度	資料編																															
防災ダム事業	[略]	[略]	[略]																															
ため池整備事業	[略]	令元～継続																																
土砂崩壊防止事業	[略]	[略]																																
修正理由	○ 所要の修正																																	

頁	現 計 画	修 正 案																				
1-2-52	<p style="text-align: center;">第14節 雪害予防計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 道路交通の確保</p> <p>1 除雪対策</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="256 394 839 938"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 394 550 439">実施機関</th> <th data-bbox="550 394 839 439">除雪路線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 439 550 799">国土交通省</td> <td data-bbox="550 439 839 799"><u>直轄管理の一般国道及び釜石自動車道のうち新直轄区間</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 799 550 844">県</td> <td data-bbox="550 799 839 844">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 844 550 889">市町村</td> <td data-bbox="550 844 839 889">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 889 550 938">東日本高速道路(株)</td> <td data-bbox="550 889 839 938">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	除雪路線	国土交通省	<u>直轄管理の一般国道及び釜石自動車道のうち新直轄区間</u>	県	[略]	市町村	[略]	東日本高速道路(株)	[略]	<p style="text-align: center;">第14節 雪害予防計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 道路交通の確保</p> <p>1 除雪対策</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="865 394 1447 938"> <thead> <tr> <th data-bbox="865 394 1158 439">実施機関</th> <th data-bbox="1158 394 1447 439">除雪路線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="865 439 1158 799">国土交通省</td> <td data-bbox="1158 439 1447 799"><u>国土交通省東北地方整備局関係事務所の直轄管理における一般国道及び、釜石自動車道(東和 I C～釜石 J C T)、三陸沿岸道路(岩手県内)の道路施設</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 799 1158 844">県</td> <td data-bbox="1158 799 1447 844">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 844 1158 889">市町村</td> <td data-bbox="1158 844 1447 889">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 889 1158 938">東日本高速道路(株)</td> <td data-bbox="1158 889 1447 938">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	除雪路線	国土交通省	<u>国土交通省東北地方整備局関係事務所の直轄管理における一般国道及び、釜石自動車道(東和 I C～釜石 J C T)、三陸沿岸道路(岩手県内)の道路施設</u>	県	[略]	市町村	[略]	東日本高速道路(株)	[略]
実施機関	除雪路線																					
国土交通省	<u>直轄管理の一般国道及び釜石自動車道のうち新直轄区間</u>																					
県	[略]																					
市町村	[略]																					
東日本高速道路(株)	[略]																					
実施機関	除雪路線																					
国土交通省	<u>国土交通省東北地方整備局関係事務所の直轄管理における一般国道及び、釜石自動車道(東和 I C～釜石 J C T)、三陸沿岸道路(岩手県内)の道路施設</u>																					
県	[略]																					
市町村	[略]																					
東日本高速道路(株)	[略]																					
修正理由	○ 現状に合わせた修正																					

頁	現 計 画	修 正 案																																																
1-2-58	<p style="text-align: center;">第16節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 地すべり防止対策事業</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="256 349 845 488"> <tr> <td>所管別</td> <td>危険区域</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>191</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>第3 土石流対策事業</p> <p>○ 土石流危険溪流は、7,198溪流となっている。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>第4 [略]</p> <p>第5 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>○ 急傾斜地崩壊危険箇所は、6,959箇所となっている。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>第6 [略]</p> <p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 避難勧告等のための情報提供</p> <p>○ [略]</p> <p>土砂災害警戒情報の補足情報</p> <table border="1" data-bbox="256 1294 845 2060"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>極めて危険 【警戒レベル 4相当】</td> <td>[略]</td> <td>すでに土砂災害警戒情報の基準に到達（避難指示（緊急）の検討が必要な場合）</td> </tr> <tr> <td>非常に危険 【警戒レベル 4相当】</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>警戒 【警戒レベル 3相当】</td> <td>[略]</td> <td>2時間先までに警報基準に到達すると予想（避難準備・高齢者等避難開始の検討が必要）</td> </tr> <tr> <td>注意 【警戒レベル</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	所管別	危険区域	[略]	国土交通省	191	[略]	[略]	[略]	[略]	危険度	表示	状況	極めて危険 【警戒レベル 4相当】	[略]	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達（避難指示（緊急）の検討が必要な場合）	非常に危険 【警戒レベル 4相当】	[略]	[略]	警戒 【警戒レベル 3相当】	[略]	2時間先までに警報基準に到達すると予想（避難準備・高齢者等避難開始の検討が必要）	注意 【警戒レベル	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第16節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 地すべり防止対策事業</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="871 349 1460 488"> <tr> <td>所管別</td> <td>危険区域</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>165</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>第3 土石流対策事業</p> <p>○ 土石流危険溪流は、6,348溪流となっている。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>第4 [略]</p> <p>第5 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>○ 急傾斜地崩壊危険箇所は、6,803箇所となっている。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>第6 [略]</p> <p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 避難勧告等のための情報提供</p> <p>○ [略]</p> <p>土砂災害警戒情報の補足情報</p> <table border="1" data-bbox="871 1294 1460 2060"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>極めて危険 【警戒レベル 4相当】</td> <td>[略]</td> <td>すでに土砂災害警戒情報の基準に到達（避難指示（緊急）の検討が必要な状況）</td> </tr> <tr> <td>非常に危険 【警戒レベル 4相当】</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>警戒 【警戒レベル 3相当】</td> <td>[略]</td> <td>2時間先までに警報基準に到達すると予想（避難準備・高齢者等避難開始の検討が必要な状況）</td> </tr> <tr> <td>注意 【警戒レベル</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	所管別	危険区域	[略]	国土交通省	165	[略]	[略]	[略]	[略]	危険度	表示	状況	極めて危険 【警戒レベル 4相当】	[略]	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達（避難指示（緊急）の検討が必要な状況）	非常に危険 【警戒レベル 4相当】	[略]	[略]	警戒 【警戒レベル 3相当】	[略]	2時間先までに警報基準に到達すると予想（避難準備・高齢者等避難開始の検討が必要な状況）	注意 【警戒レベル	[略]	[略]
所管別	危険区域	[略]																																																
国土交通省	191	[略]																																																
[略]	[略]	[略]																																																
危険度	表示	状況																																																
極めて危険 【警戒レベル 4相当】	[略]	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達（避難指示（緊急）の検討が必要な場合）																																																
非常に危険 【警戒レベル 4相当】	[略]	[略]																																																
警戒 【警戒レベル 3相当】	[略]	2時間先までに警報基準に到達すると予想（避難準備・高齢者等避難開始の検討が必要）																																																
注意 【警戒レベル	[略]	[略]																																																
所管別	危険区域	[略]																																																
国土交通省	165	[略]																																																
[略]	[略]	[略]																																																
危険度	表示	状況																																																
極めて危険 【警戒レベル 4相当】	[略]	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達（避難指示（緊急）の検討が必要な状況）																																																
非常に危険 【警戒レベル 4相当】	[略]	[略]																																																
警戒 【警戒レベル 3相当】	[略]	2時間先までに警報基準に到達すると予想（避難準備・高齢者等避難開始の検討が必要な状況）																																																
注意 【警戒レベル	[略]	[略]																																																

	2 相当】			2 相当】		
	今後の情報等に注意	[略]	[略]	今後の情報等に注意	[略]	[略]
修正理由	<input type="radio"/> 現状に合わせた修正 <input type="radio"/> 所要の修正					

頁	現 計 画	修 正 案																				
1-2-68	<p style="text-align: center;">第18節 林野火災予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進</p> <p>1 [略]</p> <p>2 林野火災予防思想の普及、徹底</p> <p>○ [略]</p> <p>○ ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="256 618 839 752"> <tr> <td>ア、イ [略]</td> </tr> <tr> <td>ウ <u>ヘリコプター等の航空機</u>、広報車などによる巡回広報</td> </tr> </table> <p>3 予防及び初期消火体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>防火帯等を設置する。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 各関係機関別の実施要領</p> <table border="1" data-bbox="256 981 839 1256"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>ア [略] イ <u>航空機及び広報車</u>による巡回広報</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	ア、イ [略]	ウ <u>ヘリコプター等の航空機</u> 、広報車などによる巡回広報	機関	実施事項	[略]	[略]	県	ア [略] イ <u>航空機及び広報車</u> による巡回広報	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第18節 林野火災予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進</p> <p>1 [略]</p> <p>2 林野火災予防思想の普及、徹底</p> <p>○ [略]</p> <p>○ ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="865 618 1447 752"> <tr> <td>ア、イ [略]</td> </tr> <tr> <td>ウ 広報車などによる巡回広報</td> </tr> </table> <p>3 予防及び初期消火体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 各関係機関別の実施要領</p> <table border="1" data-bbox="865 981 1447 1256"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>ア [略] イ 広報車による巡回広報</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	ア、イ [略]	ウ 広報車などによる巡回広報	機関	実施事項	[略]	[略]	県	ア [略] イ 広報車による巡回広報	[略]	[略]
ア、イ [略]																						
ウ <u>ヘリコプター等の航空機</u> 、広報車などによる巡回広報																						
機関	実施事項																					
[略]	[略]																					
県	ア [略] イ <u>航空機及び広報車</u> による巡回広報																					
[略]	[略]																					
ア、イ [略]																						
ウ 広報車などによる巡回広報																						
機関	実施事項																					
[略]	[略]																					
県	ア [略] イ 広報車による巡回広報																					
[略]	[略]																					
修正理由	○ 現状に合わせた修正																					

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-70	<p style="text-align: center;">第19節 農業災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び<u>警報</u>の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。</p>	<p style="text-align: center;">第19節 農業災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び<u>注意報等</u>の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																					
1-2-76	<p>第22節 防災ボランティア育成計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="256 394 839 622"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総合防災室</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>地域福祉課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課	担当業務	総務部	総合防災室	[略]	保健福祉部	地域福祉課		<p>第22節 防災ボランティア育成計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="865 394 1447 622"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総合防災室</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>若者女性協働 推進室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>地域福祉課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課	担当業務	総務部	総合防災室	[略]	環境生活部	若者女性協働 推進室		保健福祉部	地域福祉課	
部	課	担当業務																					
総務部	総合防災室	[略]																					
保健福祉部	地域福祉課																						
部	課	担当業務																					
総務部	総合防災室	[略]																					
環境生活部	若者女性協働 推進室																						
保健福祉部	地域福祉課																						
修正理由	○ 現状に合わせた修正																						

頁	現 計 画	修 正 案																																																
1-3-1	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設置基準</th> <th style="text-align: center;">設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 災害特別警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設置基準</th> <th style="text-align: center;">設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>3 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">設置基準（広域支部及び地方支部は配置基準）</th> <th style="text-align: center;">配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(1) 指定職員配備（1号）体制</td> <td style="text-align: center;">本部</td> <td>ア～エ [略] オ 県内に震度5強の地震が発生した場合 カ～コ [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広域支部及び地方</td> <td>ア～エ [略] オ 所管区域内の市町村で震度5強の地震</td> </tr> </tbody> </table>	設置基準	設置の対象	[略]	[略]	県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合	[略]	[略]	[略]	設置基準	設置の対象	[略]	[略]	県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	[略]	[略]	[略]	区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配置基準）	配備職員の範囲	(1) 指定職員配備（1号）体制	本部	ア～エ [略] オ 県内に震度5強の地震が発生した場合 カ～コ [略]	広域支部及び地方	ア～エ [略] オ 所管区域内の市町村で震度5強の地震	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設置基準</th> <th style="text-align: center;">設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県内で震度4又は震度5弱を観測した場合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 災害特別警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設置基準</th> <th style="text-align: center;">設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県内で震度4又は震度5弱を観測した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>3 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">設置基準（広域支部及び地方支部は配置基準）</th> <th style="text-align: center;">配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(1) 指定職員配備（1号）体制</td> <td style="text-align: center;">本部</td> <td>ア～エ [略] オ 県内で震度5強を観測した場合 カ～コ [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広域支部及び地方</td> <td>ア～エ [略] オ 所管区域内の市町村で震度5強を観測</td> </tr> </tbody> </table>	設置基準	設置の対象	[略]	[略]	県内で震度4又は震度5弱を観測した場合	[略]	[略]	[略]	設置基準	設置の対象	[略]	[略]	県内で震度4又は震度5弱を観測した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	[略]	[略]	[略]	区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配置基準）	配備職員の範囲	(1) 指定職員配備（1号）体制	本部	ア～エ [略] オ 県内で震度5強を観測した場合 カ～コ [略]	広域支部及び地方	ア～エ [略] オ 所管区域内の市町村で震度5強を観測
設置基準	設置の対象																																																	
[略]	[略]																																																	
県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合	[略]																																																	
[略]	[略]																																																	
設置基準	設置の対象																																																	
[略]	[略]																																																	
県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	[略]																																																	
[略]	[略]																																																	
区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配置基準）	配備職員の範囲																																																
(1) 指定職員配備（1号）体制	本部	ア～エ [略] オ 県内に震度5強の地震が発生した場合 カ～コ [略]																																																
	広域支部及び地方	ア～エ [略] オ 所管区域内の市町村で震度5強の地震																																																
設置基準	設置の対象																																																	
[略]	[略]																																																	
県内で震度4又は震度5弱を観測した場合	[略]																																																	
[略]	[略]																																																	
設置基準	設置の対象																																																	
[略]	[略]																																																	
県内で震度4又は震度5弱を観測した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	[略]																																																	
[略]	[略]																																																	
区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配置基準）	配備職員の範囲																																																
(1) 指定職員配備（1号）体制	本部	ア～エ [略] オ 県内で震度5強を観測した場合 カ～コ [略]																																																
	広域支部及び地方	ア～エ [略] オ 所管区域内の市町村で震度5強を観測																																																

		支部	が発生した場合 カ～コ [略]			支部	した場合 カ～コ [略]		
(2) 主査以上配備 (2号)体制	本部	ア～ウ [略]	エ 県内に震度 6弱の地震が 発生した場合 オ～キ [略]	[略]	(2) 主査以上配備 (2号)体制	本部	ア～ウ [略]	エ 県内で震度 6弱を観測し た場合 オ～キ [略]	[略]
	広域 支部 及び 地方 支部	ア～ウ [略]	エ 所管区域内 の市町村で震 度6弱の地震 が発生した場合 オ～キ [略]	[略]		広域 支部 及び 地方 支部	ア～ウ [略]	エ 所管区域内 の市町村で震 度6弱を観測 した場合 オ～キ [略]	[略]
(3) 全職員 配備 (3号)体制	本部	ア、イ [略]	ウ 県内に震度 6強又は震度 7の地震が発 生した場合 エ、オ [略]	[略]	(3) 全職員 配備 (3号)体制	本部	ア、イ [略]	ウ 県内で震度 6強又は震度 7を観測した 場合 エ、オ [略]	[略]
	広域 支部 及び 地方 支部	ア、イ [略]	ウ 所管区域内 の市町村で震 度6強又は震 度7の地震が 発生した場合 エ、オ [略]	[略]		広域 支部 及び 地方 支部	ア、イ [略]	ウ 所管区域内 の市町村で震 度6強又は震 度7を観測し た場合 エ、オ [略]	[略]
修正 理由	○ 所要の修正								

頁	現 計 画	修 正 案												
1-3-21	<p style="text-align: center;">第1節の2 広域防災拠点活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 広域防災拠点の開設等 [略]</p> <p>1 開設基準</p> <table border="1" data-bbox="256 394 839 712"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 394 549 439">災害の種類</th> <th data-bbox="549 394 839 439">開設基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 439 549 667">地震災害</td> <td data-bbox="549 439 839 667">県内に震度6弱以上の地震が発生し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 667 549 712">[略]</td> <td data-bbox="549 667 839 712">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	災害の種類	開設基準	地震災害	県内に震度6弱以上の地震が発生し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第1節の2 広域防災拠点活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 広域防災拠点の開設等 [略]</p> <p>1 開設基準</p> <table border="1" data-bbox="865 394 1447 712"> <thead> <tr> <th data-bbox="865 394 1157 439">災害の種類</th> <th data-bbox="1157 394 1447 439">開設基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="865 439 1157 667">地震災害</td> <td data-bbox="1157 439 1447 667">県内で震度6弱以上を観測し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 667 1157 712">[略]</td> <td data-bbox="1157 667 1447 712">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	災害の種類	開設基準	地震災害	県内で震度6弱以上を観測し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合	[略]	[略]
災害の種類	開設基準													
地震災害	県内に震度6弱以上の地震が発生し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合													
[略]	[略]													
災害の種類	開設基準													
地震災害	県内で震度6弱以上を観測し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合													
[略]	[略]													
修正理由	○ 所要の修正													

頁	現 計 画	修 正 案								
1-3-23	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災<u>気象</u>情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <p>イ 情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="256 1290 839 1964"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象に関する情報 早期注意 情報（警報 級の可能 性）</td> <td>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1に相当</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	気象に関する情報 早期注意 情報（警報 級の可能 性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1に相当	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（<u>警戒レベル相当情報</u>）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <p>イ 情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="865 1290 1453 1964"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象に関する情報 早期注意 情報（警報 級の可能 性）</td> <td>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	気象に関する情報 早期注意 情報（警報 級の可能 性）	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1
種 類	内 容									
気象に関する情報 早期注意 情報（警報 級の可能 性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1に相当									
種 類	内 容									
気象に関する情報 早期注意 情報（警報 級の可能 性）	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1									

気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の <u>発表</u> に先立って注意を喚起する場合、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。	気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。
記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、 <u>県気象情報の一種として発表する</u> 。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。	記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、 <u>府県気象情報の一種として発表する</u> 。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。
土砂災害警戒情報（備考1）	大雨警報（土砂災害）発表中に、 <u>大雨による土砂災害の危険度が更に高まったとき</u> 、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当	土砂災害警戒情報（備考1）	大雨警報（土砂災害）の <u>発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかない状況となったとき</u> に、市町村長の避難勧告の <u>発令判断</u> や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。 <u>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる</u> 。避難が必要とされる警戒レベル4に相当

竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける <u>気象情報</u> で、 <u>雷注意報</u> が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで <u>発表する</u> 。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
--------	--

竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 <u>雷注意報</u> が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで <u>確認することができる</u> 。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を <u>付加した情報を</u> 内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
--------	---

[略]

ウ 注意報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
風雪注意報(備考1)	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想され、 <u>区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u> 〔 <u>気象警報発表基準等 資料編3-2-2</u> 〕

[略]

ウ 注意報の種類(発表基準 気象警報発表基準等 資料編3-2-2)

種 類	発 表 基 準
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 <u>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u>
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。

大雨注意報	<p>大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u></p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p> <p>[<u>気象警報発表基準等 資料編 3-2-2</u>]</p>	大雨注意報	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p>
大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ <u>12時間の降雪の深さが</u> <u>二戸地域・盛岡地域 平野部 15 cm以上 山沿い 20 cm以上</u> <u>遠野地域 15 cm以上</u> <u>花北地域・奥州金ヶ崎地域・両磐地域 平野部 15 cm以上</u> <u>山沿い 25 cm以上</u> <u>久慈地域・宮古地域・釜石地域・大船渡地域</u> <u>平野部 15 cm以上 山沿い 20 cm以上</u> と予想される場合</p>	大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p>
濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ <u>濃霧のため視程が陸上で 100m以下、海上で 500m以下になると予想される場合</u></p>	濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p>
雷注意報(備考2)	<p>落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合</p>	雷注意報	<p>落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、<u>発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u></p>

	乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合</p> <p>○ 最小湿度 35%以下で実効湿度 60%以下と予想される場合</p>		乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。</p>
	霜注意報	<p>早霜、晩霜等により農作物への被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 早霜、晩霜期に最低気温がおおむね、2℃以下になると予想される場合</p>		霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれあるときに発表する。</p>
	低温注意報	夏期	<p>低温により農作物等に著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 最高、最低、平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合</p>	低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表する。</p>
		冬期	<p>低温による水道凍結等著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件のいずれかに該当する場合</p> <p>○ 最低気温が-6℃以下であって、かつ、最低気温が平年より遠野地域は 6℃以上、遠野地域を除く内陸部と久慈地域、沿岸南部は 5℃以上、宮古地域は 4℃以上低いとき</p>		

		○ <u>最低気温が-6℃以下であって、かつ、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき</u>		
着雪注意報	著しい着雪により <u>通信線、送電線、船体等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</u> ○ <u>大雪注意報の条件下で、気温が-2℃より高いと予想される場合</u>		着雪注意報	著しい着雪により <u>災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。</u>
着氷注意報	著しい着氷により <u>通信線、送電線、船体等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</u> ○ <u>大雪注意報の条件下、気温が-2℃より高いと予想される場合</u>		着氷注意報	著しい着氷により <u>災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。</u>
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想され、 <u>次の条件に該当する場合</u> ○ <u>山沿いで 24 時間降雪の深さが 40 cm以上になると予想される場合</u> ○ <u>積雪が 50 cm以上あり、日平均気温 5℃以上の日が継続すると予想される場合</u>		なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
融雪注意報	融雪により <u>浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると予想される場合</u>		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、 <u>浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表する。</u>

高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u></p> <p>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p> <p>高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <p><u>〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕</u></p>
波浪注意報	<p>高い波により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ <u>有義波高が 3m以上と予想される場合</u></p>
洪水注意報	<p><u>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u></p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p> <p><u>〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕</u></p>
地面現象注意報（備考3）	[略]
浸水注意報（備考3）	[略]

備考1 強風による災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる災害のおそれについて

高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると<u>予想されたときに発表する。</u></p> <p>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p> <p>高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p>
波浪注意報	<p>高い波により災害が発生するおそれがあると<u>予想されたときに発表する。</u></p>
洪水注意報	<p><u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</u></p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p>
地面現象注意報（備考1）	[略]
浸水注意報（備考1）	[略]

ても注意を呼びかける。

2 発達した雷雲の下で発生することの多い突風やひょうによる災害についての注意喚起が追加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

4 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ 警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、 <u>区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u> 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕
	暴風雪警報 (備考 1)	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、 <u>区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u> 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕

備考 1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ 警報の種類 (発表基準 気象警報発表基準等 資料編3-2-2)

種 類		発 表 基 準
気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

	<p>大雨警報</p> <p>大雨により<u>重大な災害が発生するおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u></p> <p>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <p><u>〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕</u></p>		<p>大雨警報</p> <p>大雨による<u>重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</u></p> <p>大雨警報には、<u>大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u></p>
	<p>大雪警報</p> <p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ <u>12時間の降雪の深さが</u> <u>二戸地域・盛岡地域・花北地域・奥州金ケ崎地域・両磐地域</u> <u>平野部 40 cm以上 山沿い 50 cm以上</u> <u>遠野地域 40 cm以上</u> <u>久慈地域・宮古地域・釜石地域・大船渡地域</u> <u>平野部 30 cm以上 山沿い 50 cm以上</u> と予想される場合</p>		<p>大雪警報</p> <p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p>
<p>高潮警報</p>	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、<u>区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u></p> <p>避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p><u>〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕</u></p>	<p>高潮警報</p>	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p>
<p>波浪警報</p>	<p>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ <u>有義波高が 6m以上と予想される場合</u></p>	<p>波浪警報</p>	<p>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p>

洪水警報（備考3）	<p>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p> <p>〔気象警報発表基準等 資料編3-2-2〕</p>
地面現象警報（備考4）	[略]
浸水警報（備考4）	[略]

備考1 暴風雪警報にあつては、暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

2 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

3 洪水警報の対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。

4 地面現象警報及び浸水警報は、その注意事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。

5 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

〔気象警報発表基準等 資料編3-2-2〕

6 5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（内陸、沿岸北部、沿岸南部）で発表される。

7 警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。

洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p>
地面現象警報（備考1）	[略]
浸水警報（備考1）	[略]

備考1 地面現象警報及び浸水警報は、その注意事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。

2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

3 警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおりである。

土砂災害警戒判定メッシュ情報	[略]
[略]	[略]
流域雨量指数の予測値	[略] <u>水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警戒基準に達する場合は「避難準備・高齢者避難開始」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警戒基準を大きく超過する場合は「避難勧告」を発令することが基本となる。</u>

大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	[略]
[略]	[略]
流域雨量指数の予測値	[略]

オ 特別警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気象特別警報	暴風特別警報	<p>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ<u>が著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</p>

オ 特別警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気象特別警報	暴風特別警報	<p>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ<u>が著しく大きいと予想されたときに発表する。</u></p> <p>○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</p>

暴風雪特別警報（備考1）	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※</p>
大雨特別警報（備考2）	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、<u>又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u></p> <p><u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当</u></p>
大雪特別警報	<p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</p>
高潮特別警報	<p>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため</p>

暴風雪特別警報	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「<u>暴風による重大な災害</u>」に加えて「<u>雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害</u>」のおそれについても警戒を呼びかける。</p> <p>○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</p>
大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、<u>大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当</u></p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p>
大雪特別警報	<p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>○ 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</p>
高潮特別警報	<p>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため</p>

	<p>重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u></p>		<p>重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想された ときに発表する。<u>避難が必要 とされる警戒レベル4に相当</u></p> <p>○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</p>
波浪特別警報	<p>高い波が特に異常であるため 重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合</p>	波浪特別警報	<p>高い波が特に異常であるため 重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想された ときに発表する。</p> <p>○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合</p>
地面現象特別警報（備考3）	<p>大雨、大雪等による山崩れ、 地滑り等により重大な災害が 発生するおそれが著しく大き いと予想され、<u>次の条件に該 当する場合</u></p> <p>○ 台風や集中豪雨により数 十年に一度の降雨量となる 大雨が予想され、<u>又は数十 年に一度の強度の台風や同 程度の温帯低気圧により大 雨になると予想される場合</u></p>	地面現象特別警報（備考1）	<p>大雨、大雪等による山崩れ、 地滑り等により重大な災害が 発生するおそれが著しく大き いと予想されたときに発表す る。</p> <p>○ 台風や集中豪雨により数 十年に一度の降雨量となる 大雨が予想される場合</p>

備考1 暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

2 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

3 地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない。

4 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

カ [略]

備考1 地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない。

2 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

カ [略]

キ 津波警報等の種類

(ア) 津波警報等の種類と内容

- [略]
- [略]

(イ) 津波情報の種類と内容

[略]

(※2)・[略]

- ・[略]
- ・ただし、沿岸からの距離が100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km 程度以内にある沖合の観測点）は次のとおり。

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値数値で発表

キ 津波警報等の種類

(ア) 津波警報等の種類と内容

- [略]
- [略]
- 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値により発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震が発生した場合においては、津波警報等発表の時点では精度のよい地震の規模を求めることができないことから、その海域における最大の津波想定等をもとに予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。
- 予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表した場合においては、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、数値で示した予想される津波の高さを発表する。

(イ) 津波情報の種類と内容

[略]

(※2)・[略]

- ・[略]
- ・沿岸からの距離が100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沖合で観測された津波の最大波の観測値（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）及び沿岸での推定値の発表内容は次のとおり。

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
ク	[略]		ク	[略]	
ケ	その他		ケ	その他	
	[略]			[略]	
	(ア) [略]			(ア) [略]	
	(イ) 指定河川洪水予報			(イ) 指定河川洪水予報	
		標題 (種類)			標題 (種類)
	北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報	[略] (洪水警報)		北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報	[略] (洪水警報)
		概要			概要
		新たに避難が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動を取る必要があることを示す警戒レベル5に相当。			新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動を取る必要があることを示す警戒レベル5に相当。
修正理由	○ 所要の修正				

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																
1-3-43	<p>第3節 通信情報計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>専用通信施設の設置機関</p> <table border="1"> <tr> <th>設備名</th> <th>設置者名</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力(有線・無線)設備</td> <td>東北電力(株)岩手支店</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	設備名	設置者名	[略]	[略]	東北電力(有線・無線)設備	東北電力(株)岩手支店	[略]	[略]	<p>第3節 通信情報計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>専用通信施設の設置機関</p> <table border="1"> <tr> <th>設備名</th> <th>設置者名</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力(有線・無線)設備</td> <td>東北電力(株)岩手支店、 東北電力ネットワーク(株)岩手支社</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	設備名	設置者名	[略]	[略]	東北電力(有線・無線)設備	東北電力(株)岩手支店、 東北電力ネットワーク(株)岩手支社	[略]	[略]
設備名	設置者名																	
[略]	[略]																	
東北電力(有線・無線)設備	東北電力(株)岩手支店																	
[略]	[略]																	
設備名	設置者名																	
[略]	[略]																	
東北電力(有線・無線)設備	東北電力(株)岩手支店、 東北電力ネットワーク(株)岩手支社																	
[略]	[略]																	
修正	○ 現状に合わせた修正																	

理由	
----	--

頁	現 計 画	修 正 案																																																																										
1-3-47	<p align="center">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 302 837 1529"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>収集、伝達する災害情報の内容</th> <th>初期情報報告様式</th> <th>被害額等報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊岩手駐屯部隊</td> <td>震度5強以上の地震が発生した場合及びその他の災害の発生に際し必要と認められた場合における施設等の被害状況</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力（株）岩手支店</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>電源開発（株）東和電力所</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>報告区分別系統図</p> <table border="1" data-bbox="256 1664 837 2069"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>報告区分</th> <th>報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>土木施設等被害報告</td> <td>〔国管理〕 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸国道事務所 釜石港湾事務所</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式	[略]	[略]	[略]	[略]	陸上自衛隊岩手駐屯部隊	震度5強以上の地震が発生した場合及びその他の災害の発生に際し必要と認められた場合における施設等の被害状況	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	東北電力（株）岩手支店	[略]	[略]	[略]	電源開発（株）東和電力所	[略]	様式	報告区分	報告系統	[略]	[略]	[略]	17	土木施設等被害報告	〔国管理〕 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸国道事務所 釜石港湾事務所	<p align="center">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="863 302 1444 1529"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>収集、伝達する災害情報の内容</th> <th>初期情報報告様式</th> <th>被害額等報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊岩手駐屯部隊</td> <td>震度5強以上を観測した場合及びその他の災害の発生に際し必要と認められた場合における施設等の被害状況</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力（株）岩手支店 東北電力ネットワーク（株）岩手支社</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>電源開発（株）東和電力所</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>報告区分別系統図</p> <table border="1" data-bbox="863 1664 1444 2069"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>報告区分</th> <th>報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>土木施設等被害報告</td> <td>〔国管理〕 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸国道事務所 釜石港湾事務所 北上川ダム統合管理事務</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式	[略]	[略]	[略]	[略]	陸上自衛隊岩手駐屯部隊	震度5強以上を観測した場合及びその他の災害の発生に際し必要と認められた場合における施設等の被害状況	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	東北電力（株）岩手支店 東北電力ネットワーク（株）岩手支社	[略]	[略]	[略]	電源開発（株）東和電力所	[略]	様式	報告区分	報告系統	[略]	[略]	[略]	17	土木施設等被害報告	〔国管理〕 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸国道事務所 釜石港湾事務所 北上川ダム統合管理事務												
実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式																																																																									
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	震度5強以上の地震が発生した場合及びその他の災害の発生に際し必要と認められた場合における施設等の被害状況	[略]	[略]																																																																									
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
東北電力（株）岩手支店	[略]	[略]	[略]																																																																									
電源開発（株）東和電力所	[略]	[略]	[略]																																																																									
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
様式	報告区分	報告系統																																																																										
[略]	[略]	[略]																																																																										
17	土木施設等被害報告	〔国管理〕 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸国道事務所 釜石港湾事務所																																																																										
実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式																																																																									
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	震度5強以上を観測した場合及びその他の災害の発生に際し必要と認められた場合における施設等の被害状況	[略]	[略]																																																																									
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
東北電力（株）岩手支店 東北電力ネットワーク（株）岩手支社	[略]	[略]	[略]																																																																									
電源開発（株）東和電力所	[略]	[略]	[略]																																																																									
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
様式	報告区分	報告系統																																																																										
[略]	[略]	[略]																																																																										
17	土木施設等被害報告	〔国管理〕 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸国道事務所 釜石港湾事務所 北上川ダム統合管理事務																																																																										

						所					
			[河川、道路、橋梁、砂防、地すべり、急傾斜、港湾施設、海岸保全施設]			[河川、ダム、道路、橋梁、砂防、地すべり、急傾斜、港湾施設、海岸保全施設]					
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]					
23	電力関係被害報告		<table border="1"> <tr> <td>東北電力(株)岩手支店</td> </tr> <tr> <td>電源開発(株)東和電力所</td> </tr> </table>	東北電力(株)岩手支店	電源開発(株)東和電力所	23	電力関係被害報告	<table border="1"> <tr> <td>東北電力(株)岩手支店</td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク(株)岩手支社</td> </tr> <tr> <td>電源開発(株)東和電力所</td> </tr> </table>	東北電力(株)岩手支店	東北電力ネットワーク(株)岩手支社	電源開発(株)東和電力所
東北電力(株)岩手支店											
電源開発(株)東和電力所											
東北電力(株)岩手支店											
東北電力ネットワーク(株)岩手支社											
電源開発(株)東和電力所											
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]					
修正理由	○ 現状に合わせた修正										

頁	現 計 画	修 正 案																
1-3-68	<p style="text-align: center;">第5節 広聴広報計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 302 839 622"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広聴広報活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力(株)岩手支店</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広聴広報活動の内容	[略]	[略]	東北電力(株)岩手支店	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第5節 広聴広報計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="865 302 1447 622"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広聴広報活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)岩手支社</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広聴広報活動の内容	[略]	[略]	東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)岩手支社	[略]	[略]	[略]
実施機関	広聴広報活動の内容																	
[略]	[略]																	
東北電力(株)岩手支店	[略]																	
[略]	[略]																	
実施機関	広聴広報活動の内容																	
[略]	[略]																	
東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)岩手支社	[略]																	
[略]	[略]																	
修正理由	○ 現状に合わせた修正																	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-76	<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 交通確保</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 緊急輸送道路の指定</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 交通確保</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 緊急輸送道路の指定</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>緊急輸送道路は、以下のとおり区分する。</u></p> <p><u>ア 第1次緊急輸送道路</u></p> <p><u>防災拠点（県庁舎、地方生活圏中心都市（2次生活圏中心都市含む）、災害拠点病院ほか）、物資集積拠点、輸送拠点（重要港湾、空港ほか）を連絡する道路</u></p> <p><u>イ 第2次緊急輸送道路</u></p> <p><u>第1次緊急輸送道路と防災拠点（県地区合同庁舎、生活圏中心都市以外の市町村役場庁舎、災害拠点病院以外の病院、消防本部・消防署、自衛隊駐屯地ほか）、輸送拠点（道の駅ほか）、交通拠点、広域防災拠点を連絡する道路</u></p>
修正理由	○ 表記の適正化	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-99	<p style="text-align: center;">第10節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 県、市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。</p>	<p style="text-align: center;">第10節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 県、市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。</p> <p style="text-align: center;"><u>また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。</u></p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-115	<p>第12節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 防災ボランティアの活動内容</p> <p>○ [略]</p> <div data-bbox="272 439 845 483" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ・避難所の運営 </div>	<p>第12節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 防災ボランティアの活動内容</p> <p>○ [略]</p> <div data-bbox="874 439 1447 483" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ・避難所の運営支援 </div>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-121	<p style="text-align: center;">第14節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 救助の実施</p> <p style="text-align: center;">法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>第4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第14節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 救助の実施</p> <p>(1) <u>実施方法</u></p> <p style="text-align: center;">法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>(2) <u>日本赤十字社岩手県支部への委託</u></p> <p style="text-align: center;"><u>県本部長は、災害救助法第16条、第19条及び「災害救助法第16条及び第19条の規定に基づく業務委託契約（令和2年4月1日付け）」に基づき、必要に応じ、以下に掲げる事項の実施について日本赤十字社岩手県支部に要請するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>○ 医療</u> <u>○ 助産</u> <u>○ 死体の処理</u> <u>○ 救援物資等の配布</u> <u>○ こころのケア</u> <p>第4 [略]</p>
修正理由	○ 関係機関との調整	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-125	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <p>○ [略]</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) 指定避難所の設置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、当該市町村が設置する指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により、指定避難所の確保に努める。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>市町村本部長は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する(分散避難)。</u></p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) 指定避難所の設置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、当該市町村が設置する指定避難所をできる限り多く開設する。<u>あらかじめ指定した指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により、指定避難所の確保に努める。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>市町村本部長は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、速やかに指定避難所の開設状況等を県に報告する。</u></p> <p>○ <u>県本部長は、避難所の開設状況等を国〔内閣府等〕と共有するよう努める。</u></p> <p>○ <u>市町村本部長は、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を実施する。</u></p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、避難所における感染症対</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 市町村本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。 <p>ア～カ [略]</p> <p>キ <u>可能な限りのプライバシーの確保及び男女や高齢者、障害者、外国人等の多様なニーズへの配慮</u></p>	<p><u>策については、県が作成しているガイドライン等も参考とし、必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>〔新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン 資料編〇-〇-〇〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 市町村本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。 <p>ア～カ [略]</p> <p>キ <u>可能な限りのプライバシー確保及び性別、性的マイノリティ（LGBT等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮</u></p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の防災基本計画修正を踏まえた修正（新型コロナウイルス感染症対策関連） ○ 男女共同参画の視点からの修正 	

頁	現 計 画	修 正 案																																																				
1-3-140	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 初動医療体制</p> <p>1 岩手DMATの派遣等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 指定病院並びに編成及び登録された岩手DMATは、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="272 483 842 1214"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定病院</th> <th>DMAT数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">県</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="7">[略]</td> </tr> <tr> <td>県立胆沢病院</td> <td><u>5チーム</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県立大船渡病院</td> <td><u>3チーム</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県立宮古病院</td> <td><u>4チーム</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>学校法人岩手医科大学</td> <td>岩手医科大学附属病院</td> <td><u>6チーム</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～7 [略]</p> <p>第4～6 [略]</p> <p>第7 災害中長期における医療体制</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 健康管理活動の実施</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	区分	指定病院	DMAT数	編成基準	県	[略]	[略]	[略]	県立胆沢病院	<u>5チーム</u>	[略]	[略]	県立大船渡病院	<u>3チーム</u>	[略]	[略]	県立宮古病院	<u>4チーム</u>	[略]	[略]	学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院	<u>6チーム</u>	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 初動医療体制</p> <p>1 岩手DMATの派遣等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 指定病院並びに編成及び登録された岩手DMATは、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="874 483 1444 1214"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定病院</th> <th>DMAT数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">県</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="7">[略]</td> </tr> <tr> <td>県立胆沢病院</td> <td><u>6チーム</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県立大船渡病院</td> <td><u>2チーム</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県立宮古病院</td> <td><u>3チーム</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>学校法人岩手医科大学</td> <td>岩手医科大学附属病院</td> <td><u>5チーム</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～7 [略]</p> <p>第4～6 [略]</p> <p>第7 災害中長期における医療体制</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 健康管理活動の実施</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>県本部長は、健康管理活動を行うに当たり、必要に応じて日本赤十字社岩手県支部に要請する。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	区分	指定病院	DMAT数	編成基準	県	[略]	[略]	[略]	県立胆沢病院	<u>6チーム</u>	[略]	[略]	県立大船渡病院	<u>2チーム</u>	[略]	[略]	県立宮古病院	<u>3チーム</u>	[略]	[略]	学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院	<u>5チーム</u>	[略]	[略]	[略]
区分	指定病院	DMAT数	編成基準																																																			
県	[略]	[略]	[略]																																																			
	県立胆沢病院	<u>5チーム</u>																																																				
	[略]	[略]																																																				
	県立大船渡病院	<u>3チーム</u>																																																				
	[略]	[略]																																																				
	県立宮古病院	<u>4チーム</u>																																																				
	[略]	[略]																																																				
学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院	<u>6チーム</u>																																																				
[略]	[略]	[略]																																																				
区分	指定病院	DMAT数	編成基準																																																			
県	[略]	[略]	[略]																																																			
	県立胆沢病院	<u>6チーム</u>																																																				
	[略]	[略]																																																				
	県立大船渡病院	<u>2チーム</u>																																																				
	[略]	[略]																																																				
	県立宮古病院	<u>3チーム</u>																																																				
	[略]	[略]																																																				
学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院	<u>5チーム</u>																																																				
[略]	[略]	[略]																																																				
修正理由	○ 現状に合わせた修正																																																					

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-152	<p>第17節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者等に配慮する。</p> <p>○ 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。</p>	<p>第17節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者等に配慮する。<u>なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士の活用を図ることとする。</u></p> <p>○ 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。</p> <p><u>また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。</u></p>
修正理由	○ 男女共同参画の視点からの修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-166	<p style="text-align: center;">第21節 感染症予防計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 実施方法</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 避難所における感染症予防活動（主に感染症予防班及び疫学調査班）</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第21節 感染症予防計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 実施方法</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 避難所における感染症予防活動（主に感染症予防班及び疫学調査班）</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>市町村本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。</u></p>
修正理由	○ 国の防災基本計画修正を踏まえた修正（新型コロナウイルス感染症対策関連）	

頁	現 計 画	修 正 案																						
1-3-170	<p>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) 処理方法</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。</p> <table border="1" data-bbox="272 528 842 618"> <tr> <td>医療施設</td> <td>社会福祉施設</td> <td>避難所</td> </tr> </table> <p>○ 市町村本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。</p> <table border="1" data-bbox="272 712 842 1256"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処理内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第2次対策</td> <td>臨時ごみ集積所に搬入されたごみについては、<u>第一次対策</u>が終了後、最終処分地等へ搬入する。</td> </tr> <tr> <td>第3次対策</td> <td>ア [略] イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、<u>第二次対策</u>終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>臨時ごみ集積所</u>の確保</p> <p>○ 市町村本部長は、最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して、<u>臨時ごみ集積所</u>を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。</p> <p>(4) <u>臨時ごみ集積所</u>等の衛生保持</p> <p>○ 市町村本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、<u>廃棄物の臨時ごみ集積所及び最終処分地</u>の清潔保持に努める。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 建築物等の有害物質の漏えい及び石綿の飛散防止</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 建築物等への被害があり、<u>アスベスト</u>等の有</p>	医療施設	社会福祉施設	避難所	区分	処理内容	[略]	[略]	第2次対策	臨時ごみ集積所に搬入されたごみについては、 <u>第一次対策</u> が終了後、最終処分地等へ搬入する。	第3次対策	ア [略] イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、 <u>第二次対策</u> 終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。	<p>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) 処理方法</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。</p> <table border="1" data-bbox="874 528 1444 618"> <tr> <td>ア 医療施設</td> <td>イ 社会福祉施設</td> <td>ウ 避難所</td> </tr> </table> <p>○ 市町村本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。</p> <table border="1" data-bbox="874 712 1444 1256"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処理内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第2次対策</td> <td>災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、<u>第1次対策</u>が終了後、<u>中間処理（破砕・選別・焼却等）</u>を行い最終処分地等へ搬入する。</td> </tr> <tr> <td>第3次対策</td> <td>ア [略] イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、<u>第2次対策</u>終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>災害廃棄物仮置場</u>の確保</p> <p>○ 市町村本部長は、<u>中間処理施設（破砕・選別・焼却等）</u>や最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して、<u>災害廃棄物仮置場</u>を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。</p> <p>(4) <u>災害廃棄物仮置場</u>等の衛生保持</p> <p>○ 市町村本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、<u>災害廃棄物仮置場、中間処理施設（破砕・選別・焼却等）</u>及び<u>最終処分場</u>の清潔保持に努める。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 建築物等の<u>石綿</u>の飛散及び有害物質の漏えい防止</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 建築物等への被害があり、<u>石綿</u>の飛散及び有</p>	ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所	区分	処理内容	[略]	[略]	第2次対策	災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、 <u>第1次対策</u> が終了後、 <u>中間処理（破砕・選別・焼却等）</u> を行い最終処分地等へ搬入する。	第3次対策	ア [略] イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、 <u>第2次対策</u> 終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。
医療施設	社会福祉施設	避難所																						
区分	処理内容																							
[略]	[略]																							
第2次対策	臨時ごみ集積所に搬入されたごみについては、 <u>第一次対策</u> が終了後、最終処分地等へ搬入する。																							
第3次対策	ア [略] イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、 <u>第二次対策</u> 終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。																							
ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所																						
区分	処理内容																							
[略]	[略]																							
第2次対策	災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、 <u>第1次対策</u> が終了後、 <u>中間処理（破砕・選別・焼却等）</u> を行い最終処分地等へ搬入する。																							
第3次対策	ア [略] イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、 <u>第2次対策</u> 終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。																							

	<p>害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、環境省、県及び市町村又は事業者は、<u>有害物質の漏えい及び石綿の飛散</u>を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。</p>	<p>害物質の漏えいが懸念される場合は、環境省、県及び市町村又は事業者は、<u>石綿の飛散及び有害物質の漏えい</u>を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 現状に合わせた修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-185	<p style="text-align: center;">第25節 文教対策計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 授業料等の減免、育英資金の貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 被災生徒が<u>授業料の減免</u>、育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続は、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、災証明書を添付する。 	<p style="text-align: center;">第25節 文教対策計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 授業料等の減免、育英資金の貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 被災生徒が育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続は、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、災証明書を添付する。
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案												
1-3-195	<p>第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画 第1 [略] 1 [略] 2 実施機関（責任者） [略] (1) 道路施設</p> <table border="1" data-bbox="272 439 842 891"> <thead> <tr> <th data-bbox="272 439 560 483">実施機関</th> <th data-bbox="560 439 842 483">担当区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="272 483 560 846">国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）</td> <td data-bbox="560 483 842 846"><u>直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道宮守～遠野）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 846 560 891">[略]</td> <td data-bbox="560 846 842 891">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当区分	国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）	<u>直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道宮守～遠野）</u>	[略]	[略]	<p>第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画 第1 [略] 1 [略] 2 実施機関（責任者） [略] (1) 道路施設</p> <table border="1" data-bbox="874 439 1444 891"> <thead> <tr> <th data-bbox="874 439 1161 483">実施機関</th> <th data-bbox="1161 439 1444 483">担当区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="874 483 1161 846">国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）</td> <td data-bbox="1161 483 1444 846"><u>国土交通省東北地方整備局関係事務所の直轄管理における一般国道及び、釜石自動車道（東和IC～釜石JCT）、三陸沿岸道路（岩手県内）の道路施設</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 846 1161 891">[略]</td> <td data-bbox="1161 846 1444 891">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当区分	国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）	<u>国土交通省東北地方整備局関係事務所の直轄管理における一般国道及び、釜石自動車道（東和IC～釜石JCT）、三陸沿岸道路（岩手県内）の道路施設</u>	[略]	[略]
実施機関	担当区分													
国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）	<u>直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道宮守～遠野）</u>													
[略]	[略]													
実施機関	担当区分													
国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）	<u>国土交通省東北地方整備局関係事務所の直轄管理における一般国道及び、釜石自動車道（東和IC～釜石JCT）、三陸沿岸道路（岩手県内）の道路施設</u>													
[略]	[略]													
修正理由	○ 現状に合わせた修正													

頁	現 計 画	修 正 案																																																								
1-3-201	<p style="text-align: center;">第28節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 電力施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>電源開発（株）東和電力所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">部</th> <th style="width: 12.5%;">課等</th> <th style="width: 12.5%;">地方支部班</th> <th style="width: 62.5%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>環境生活企画室</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>1 東北電力（株）岩手支店及び電源開発（株）東和電力所関係電力施設における被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 電力施設</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 対策要員の確保</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体制区分</th> <th style="width: 75%;">災害の規模及び状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>災害の発生に備え、連絡体制をとるべきと判断される場合</td> </tr> <tr> <td>第1非常体制</td> <td>災害の発生が予測され、復</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	電源開発（株）東和電力所		部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	環境生活部	環境生活企画室	—	1 東北電力（株）岩手支店及び電源開発（株）東和電力所関係電力施設における被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集				2 [略]	体制区分	災害の規模及び状況	警戒体制	災害の発生に備え、連絡体制をとるべきと判断される場合	第1非常体制	災害の発生が予測され、復	<p style="text-align: center;">第28節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 電力施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク(株)岩手支社 電源開発（株）東和電力所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">部</th> <th style="width: 12.5%;">課等</th> <th style="width: 12.5%;">地方支部班</th> <th style="width: 62.5%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>環境生活企画室</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>1 東北電力（株）岩手支店・東北電力ネットワーク(株)岩手支社及び電源開発（株）東和電力所関係電力施設における被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 電力施設</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 対策要員の確保</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体制区分</th> <th style="width: 75%;">災害の規模及び状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第1非常体制</td> <td>非常災害の発生がまさに予</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	東北電力ネットワーク(株)岩手支社 電源開発（株）東和電力所		部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	環境生活部	環境生活企画室	—	1 東北電力（株）岩手支店・東北電力ネットワーク(株)岩手支社及び電源開発（株）東和電力所関係電力施設における被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集				2 [略]	体制区分	災害の規模及び状況	警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合	第1非常体制	非常災害の発生がまさに予
実施機関	担当業務																																																									
[略]	[略]																																																									
電源開発（株）東和電力所																																																										
部	課等	地方支部班	担当業務																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																																							
環境生活部	環境生活企画室	—	1 東北電力（株）岩手支店及び電源開発（株）東和電力所関係電力施設における被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集																																																							
			2 [略]																																																							
体制区分	災害の規模及び状況																																																									
警戒体制	災害の発生に備え、連絡体制をとるべきと判断される場合																																																									
第1非常体制	災害の発生が予測され、復																																																									
実施機関	担当業務																																																									
[略]	[略]																																																									
東北電力ネットワーク(株)岩手支社 電源開発（株）東和電力所																																																										
部	課等	地方支部班	担当業務																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																																							
環境生活部	環境生活企画室	—	1 東北電力（株）岩手支店・東北電力ネットワーク(株)岩手支社及び電源開発（株）東和電力所関係電力施設における被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集																																																							
			2 [略]																																																							
体制区分	災害の規模及び状況																																																									
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合																																																									
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予																																																									

		<u>旧体制を整えるべきと判断され又は災害が発生し、必要と認める場合</u>		<u>想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合</u>
	第2非常体制	<u>大規模な災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合</u>	第2非常体制	<u>国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合</u>
	<p>(2) ~ (4) [略]</p> <p>(5) 災害広報</p> <p>○ 被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。</p> <p>○ <u>電気事業者は、被災地域における相談及び事故防止を図るため、移動相談所を開設する。</u></p>		<p>(2) ~ (4) [略]</p> <p>(5) 災害広報</p> <p>○ 被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。</p>	
修正理由	○ 関係機関との調整			